

フレコン袋を利用した農業用廃プラ類の搬入について ～適正な処理をお願いいたします～

曾於市が実施している農業用廃プラ類回収では、農業用廃プラ類をフレコン袋に入れて搬入することが可能となっています。

ただし、フレコン袋を利用して搬入する際は、分別・梱包方法が決まっておりますので、下記をご確認いただき、適正な分別・梱包をお願いします。

適正な分別・梱包にご協力いただけない場合、**回収料金の値上げ**、もしくは、**フレコン袋での搬入を禁止**する可能性がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

1. フレコン袋の利用における注意点について

フレコン袋の貸出は行っておりませんので、ご自身でご用意ください。
なお、搬入されたフレコン袋は返却いたしません。

2. フレコン袋での分別について

フレコン袋に入れられるのは1種類のみです。

【例】



【マルチのみ】



【サイロラップのみ】



【肥料袋のみ】

※別種類と混ぜて入れないでください。

適正でない場合、お持ち帰りしていただきますのでご注意ください。

3. フレコン袋の結束方法について



①白い部分の高さまで農業用廃プラ類を入れないでください。

②散乱しないように投入口をプラ紐などで固く結束してください。

4. 禁止事項について

野焼き、不法投棄、無許可業者への処理委託は法律で禁止されています。
違反した場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられ、法人の場合は3億円以下の罰金の処分が科せられます。